

船舶インシデント調査報告書

令和5年12月20日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（燃料供給不能）
発生日時	令和5年2月27日 16時30分ごろ
発生場所	静岡県西伊豆町田子漁港西南西方沖 田子港東防波堤灯台から真方位252°490m付近 （概位 北緯34°48.2' 東経138°45.3'）
インシデントの概要	漁船衛功丸は、航行中、船外機の運転ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和5年4月12日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 衛功丸、0.2トン S O 3 - 2 3 1 5 3（漁船登録番号） 個人所有 ガソリン機関、船外機、出力30kW、使用燃料ガソリン、平成7年9月進水
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南西、風速 約2m/s、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過	本船は、船長が1人で乗り組み、操業を終え、田子漁港西南西方沖を北北東進中、船外機が停止した。 本船は、船長が船外機の始動を試みたが始動できず、運航不能となった。 船長は、携帯電話を携行することを失念していたので連絡を取ることができなかった。 船長が所属する漁業協同組合担当者は、本船の帰港が遅いので僚船及びダイビングショップの船舶に搜索を依頼し、同ショップの船舶が本船を発見してえい航し、船長と共に田子漁港に帰航した。 修理業者は、本インシデント後に船外機を点検したところ、燃料油フィルタに砂等が詰まり、船外機に燃料油が供給されない状態であった。 船長は、本インシデントの約2年前に燃料油フィルタを交換後、点検整備をしておらず、同フィルタに砂等が詰まっていると思わなかった。 本船は、本インシデント発生時、燃料油タンク（容量約10ℓ）には約5ℓの燃料油が入っていた。
分析	本船は、燃料油フィルタの点検を約2年間行っていない中、航行

	中、燃料油フィルタに砂等が詰まったことから、船外機に燃料油が供給されない状態となり、船外機の運転ができなくなって運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、燃料油フィルタの点検を約２年間行っていない中、航行中、燃料油フィルタに砂等が詰まったため、船外機に燃料油が供給されない状態となり、船外機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 船長は、定期的に燃料油フィルタを点検及び清掃すること。 ・ 船長は、操業などに出る場合、携帯電話を常に携行し、緊急時の連絡手段を確保しておくこと。